



権利侵害責任法のインパクト

Q 中国で権利侵害責任法が成立したそうですが、実務的にはどのようなインパクトがありますか？

A 製造物責任について懲罰的損害賠償が認められました。製造者や販売者の責任が広がっています。環境保護について厳しい責任が生じます。今後は訴訟が多発することが予想されます。

1 権利侵害責任法の成立

中国で「権利侵害責任法」(中国語で、侵権責任法)が2009年12月26日に制定され、10年7月1日から施行されています。この法律は、権利が侵害された場合の救済を幅広く規定しています。中国の法律体系として、個人の権利を厚く保護する方向性が明確になりました。しかも、製造物責任については懲罰的損害賠償が規定され、欠陥があることを知りながら製造や販売を続けた場合には、ペナルティとして実際の損害よりも大きな金額の損害賠償が命じられます。環境保護に対する厳格な責任も明確になりました。今後は中国における損害賠償請求訴訟が増えると予想されます。中国でビジネスを行うに際し、注意すべき法律です。

なお、従来は、民法通則(1987年施行)の中に不法行為に関する規定がありました。中国では新しい法律が古い法律に優先しますので(立法法83条)、今後は権利侵害責任法が適用されることになります。

2 なぜ権利侵害責任法と呼ぶのか？(日本の不法行為法との違い)

日本では民法の709条から724条に不法行為についての規定があります。

これに対し、中国では不法行為法とは呼ばずに、権利侵害責任法と呼んでいます。日本の不法行為法と中国の権利侵害責任法は、内容が類似していますが、いくつかの差異があります。

名は体を表すと言いますが、法律の名称に内容の差異が表現されています。日本の不法行為法は債権法の一部ですので、不法行為の効果としては、損害賠償を要求する債権的な権利が発生するだけです。

これに対し、中国の権利侵害責任法は、権利が侵害された場合にどのような責任が生じるかという観点から規定されていますので、効果としては損害賠償だけでなく、侵害の停止、妨害排除、危険の除去、財産の返還、原状

回復、謝罪、影響の除去、名誉の回復が発生します(権利侵害責任法15条)。

中国の権利侵害責任法では、保護される権利として、生命、健康、氏名、名誉、肖像、プライバシー、所有権、用益物権、著作権、相続権などが例示されていますが、人身及び財産上の権益を含むと包括的に規定されているため、あらゆる権利や利益が含まれます(2条2項)。

どういった場合に責任が生じるかについては、過失責任が原則ですが(6条)、無過失責任となる場合もあります(7条)。例えば、環境汚染責任(65条)、高度危険業務(69条)、飼育動物責任(78条)等で無過失責任を規定しています。

以下、実務的に重要な点を検討します。

3 懲罰的損害賠償

製造物責任について、権利侵害責任法は特別の規定を設けています。製品に欠陥が存在することを明らかに知りながら製造・販売を続け、死亡または健康に対する重大な損害をもたらした場合は、「相応の懲罰的賠償」の請求を受けます(47条)。すなわち、製品に欠陥が存在することを知りながらこれを隠して、製造・販売を続けた場合には、ペナルティを与え、実際の損害よりも大きな金額の損害賠償を命じるとの趣旨です。ペナルティの金額がいくらになるかは、「相応の」としか規定していませんので、明確ではありません。ただし、懲罰的損害賠償が中国で認められたことの意味は重要です。懲罰的損害賠償は、米国では認められていますが、日本では認められていません。

中国の従来法律では、消費者権益保護法(1994年施行)に、詐欺行為があった場合は実際の損害に加えて、代金と同じ金額を増額する旨の規定がありました(同法49条)。また、食品安全法(2009年6月施行)には、食品安全基準に合致しないことを知りながら製造・販売した場合には、実際の損害に加えて、代金の10倍の賠償金の請求を受けるとの規定がありました(同法96条)。

今回の権利侵害責任法の規定は、食品以外の製品にも適用されますし、詐欺的行為がなくても欠陥を知っていれば適用されますので、範囲が広がっています。

金額については、相応の懲罰的賠償としか規定していませんので、懲罰の範囲がどの程度広がるかが不明で

森・濱田松本法律事務所 弁護士
一橋大学特任教授 射手矢 好雄

す。筆者が中国の社会科学院で裁判官と研究会を行ったところ、損害賠償額を実際の損害額の2倍程度とすることが検討されているようです。ただし、今後の裁判例の積み重ねが重要です。

なお、精神的損害賠償（慰謝料）は、従来は法律レベルでは明文の規定がなかったのですが、権利侵害責任法ではこれを明記したことも重要です（22条）。

これらにより、損害賠償の範囲が広くなりました。中国では違法行為を行っても賠償額は低額にとどまるとの見方が従来はありましたが、現状はそうではありません。今後は賠償額がさらに高騰することが予想されます。

4 製造者や販売者の責任

今回の権利侵害責任法では、運送業者や倉庫業者の過失により製品に欠陥が生じた場合にも、製品の製造者や販売者に責任がある旨の規定があります（44条）。製造者や販売者は消費者に賠償してから、運送業者や倉庫業者に求償しなさいとの規定です。まずは被害者である消費者の権利を保護しようとの中国的な規定です。

しかしながら、この規定により、製造者や販売者は、製品が欠陥のない状態で自分の手元を離れて運送業者や倉庫業者の手に渡った後も、運送業者や倉庫業者の過失により製品に欠陥が生じた場合に責任を負うことになります。製造者や販売者にとって、非常に厳しい規定です。

5 環境汚染についての厳しい責任

環境汚染により損害が発生した場合は、汚染者は責任を負います（65条）。過失が要件となっていないので、無過失責任です。

しかも、環境汚染があった場合には、汚染と損害との間に因果関係が存在しないことについて、汚染者が立証責任を負います（66条）。挙証責任が汚染者側に転換されています。

中国では、環境保護が大きなテーマとなっているため、環境汚染について厳格な責任を定めたものです。

6 公平責任

中国の法律には時々、社会主義的な側面が顔を出し、理解に苦しむ規定が登場します。権利侵害責任法では、「損害の発生について被害者と行為者のいずれにも過失がない場合には、実際の状況に基づき双方が損失を分担する」という規定があります（24条）。中国では、公平責任と

呼ばれています。

ただし、その内容は不明確です。この条文では、双方無過失の場合でも、実際の状況に基づき双方が損失を負担することになります。実際の状況に基づくとの意味はあいまいですが、被害者の損害の程度、経済状況、社会的影響等を考慮して、過失のない行為者が責任を負われる可能性があります。

7 訴訟社会到来の可能性

従来から中国でビジネスを行う日系企業（特に自動車産業や家電産業）は、中国で製造物責任訴訟を提起されることがよくありました。今回の権利侵害責任法により、懲罰的損害賠償の規定が明確化されたことにより、懲罰的損害賠償を求めた訴訟が多発することが予想されます。さらには、環境汚染に対する厳格責任も規定されたので、中国での工場操業をめぐる環境訴訟が増えることも予想されます。

筆者は、中国人の権利意識は高いと感じています。中国の個人は、権利が侵害された場合にはクレームを行い、クレームが受け入れられないと訴訟を提起するケースが多数あります。中国では、言論の自由や信教の自由は憲法に規定がありますが、国や社会の利益を損なってはならないという制限が付いています（中国の憲法51条）。政治的自由は、公共の利益により制限されています。その反面、中国の人民の生活は豊かになってきています。中国のGDP（国内総生産）は10年には日本を抜き世界第2位になります。そのような状況の中で、個人の財産的な権利が侵害された場合には、損害賠償を求める権利を個人に適切に与えることは、中国社会を維持する上で重要な要素です。すなわち、個人の生命や財産を法律がしっかりと守ることにより、個人の政治的な不満をつのらせないという、いわばガス抜き効果があるようです。

こう考えると、権利侵害責任法の制定は、非常に重要な意義があります。今後は個人の権利保護を求めた訴訟が増え、中国が訴訟社会になっていくことが予想されます。ただし、米国のような極度な訴訟社会にはならず、訴訟が濫発された場合には、社会の安定を考えた歯止めが、どこかの段階で中国政府により行われると筆者は予想しています。たとえば、中国には現在でも集団訴訟に関する規定がありますが（民事訴訟55条）、米国のクラスアクションのように広くは使われていません。今後も中国政府が注團訴訟を広く認めるかは疑問です。